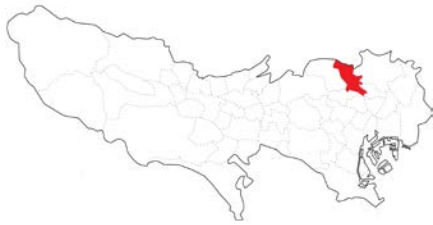


北区児童発達支援センター—給食搬入特区

都道府県名：	東京都	
申請主体名：	東京都北区	
区域の範囲：	東京都北区の全域	
特区の概要：	<p>北区では、医療型の児童発達支援センターが1箇所あるのみで福祉型のセンターが整備されていない状況であることから、区立の児童発達支援事業をセンターへ移行することとした。</p> <p>センターへの移行にあたり、特例措置を活用し、給食の外部搬入を行うことで、運営コストの合理化を図るとともに人員配置や設備などに資源を注力し、センターを地域の中核的な施設に位置づけ、障害児の相談・療育の拡充を図る。</p>	
適用される規制の特例措置：	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	



個別訓練の様子（作業療法）



療育の様子（手遊び）